

郡山市乳児等通園支援事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月30日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市規則第42号

郡山市乳児等通園支援事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

郡山市乳児等通園支援事業に関する条例施行規則（令和7年郡山市規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（利用料の免除） 第12条 条例第7条の規定により免除することができる利用料の額は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 （1）施設を利用する月において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者であるとき 当該利用料の全額 （2）次に掲げる者であるとき（前号に掲げる者を除く。） 乳幼児1人につき、利用開始後最初の1時間以内は200円とし、以降30分ごとに100円を加算した額 ア 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、施設を利用する月の属する年度（当該月が4月から8月までの場合にあつては、前年度。イにおいて同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。イにおいて同じ。）に係る子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の4第3号に規定する市町村民税世帯非課税者である者 イ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、施設を利用する月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第21条に規定する規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額（保護	（利用料の免除） 第12条 条例第7条の規定により免除することができる利用料の額は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているとき 当該利用料の全額 （2）保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が7万7,101円未満であるとき（前号に掲げるときは除く。） 200円

者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を同項の指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定した額）が7万7,101円未満である者

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯その他市長が特に支援が必要と認める世帯のうち、市長がその児童及び保護者の心身の状況、養育環境等を踏まえ、利用料を免除することが適当であると認める者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき 当該利用料のうち市長が必要と認める額

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯その他市長が特に支援が必要と認める世帯のうち、市長がその児童及び保護者の心身の状況、養育環境等を踏まえ、利用料を免除することが適当であると認めるとき（前2号に掲げるときは除く。） 200円

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき 当該利用料のうち市長が必要と認める額